第百二十条　輸出令別表第二の三第二号の二(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百二十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(33)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　関税率表第七六〇七・二〇号に該当するもの

四～八　［略］

第百二十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

第百二十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(35)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

第百二十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(36)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

第百二十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(37)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇二項、第八一〇五・九〇号、第八一・〇九項、第八一一二・四一号及び第八一一二・四九号に該当するものとする。

第百二十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(38)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　関税率表第八二〇五・五九号、第八二〇七・一三号、第八二〇七・一九号、第八二〇七・六〇号及び第八二〇七・九〇号に該当するもの

三～七　［略］

第百十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(31)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百二十条　輸出令別表第二の三第二号の二(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　関税率表第七六〇七・二〇号に該当するもの

四～八　［略］

第百二十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(33)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

第百二十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

第百二十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(35)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

第百二十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(36)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇二項、第八一〇五・九〇号及び第八一・〇九項に該当するものとする。

第百二十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(37)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　関税率表第八二〇七・六〇号に該当するもの

三～七　［略］

第百二十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

八　関税率表第八四・一二項に該当するもの

九　関税率表第八四・一三項に該当するもの

十～十二　［略］

十三　関税率表第八四・一七項に該当するもの

十四　関税率表第八四一八・六九号に該当するもの

十五　関税率表第八四一九・一九号、第八四一九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一九・六〇号、第八四一九・八九号及び第八四一九・九〇号に該当するもの

十六　［略］

十七　関税率表第八四・二一項に該当するもの

十八～二十三　［略］

二十四　関税率表第八四・三〇項及び第八四三一・四三号並びに第八四三一・四一号及び第八四三一・四九号（第八四・三〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十五～三十五　［略］

三十六　関税率表第八四・五六項及び第八四六六・九三号（第八四・五六項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

三十七～四十　［略］

第百二十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(38)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

八　関税率表第八四・一二項（第八四一二・三二号、第八四一二・八〇号及び第八四一二・九〇号を除く。）に該当するもの

九　関税率表第八四一三・一一号、第八四一三・一三・一九号、第八四一三・三〇号、第八四一三・五〇号、第八四一三・六〇号及び第八四一三・八一号に該当するもの

十～十二　［略］

十三　関税率表第八四一七・二〇号に該当するもの

［新設］

十四　関税率表第八四一九・一九号、第八四一九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一九・八九号及び第八四一九・九〇号に該当するもの

十五　［略］

十六　関税率表第八四・二一項（第八四二一・三九号を除く。）に該当するもの

十七～二十二　［略］

二十三　関税率表第八四三〇・一〇号、第八四三〇・三九号、第八四三〇・五〇号、第八四三〇・六九号並びに第八四三一・四一号及び第八四三一・四九号（第八四・三〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十四～三十四　［略］

三十五　関税率表第八四五六・二〇号及び第八四五六・四〇号並びに第八四六六・九三号（第八四・五六項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

三十六～三十九　［略］